



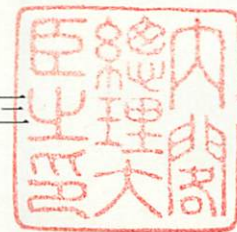
閣総企第106号-3

平成28年6月28日

大阪府大阪市北区西天満4丁目7番3号
冠山ビル3階林弘法律事務所
山中 理 司 殿

内閣総理大臣

安倍 晋 三



裁決書の謄本について

貴殿から平成27年11月11日付けをもって提起された審査請求について裁決したので、行政不服審査法第42条第1項の規定により、別添のとおり裁決書の謄本を送付します。

※ この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

裁 決

審査請求人 大阪府大阪市北区西天満4丁目7番3号
冠山ビル3階林弘法律事務所
山中 理司
処分庁 内閣総務官

上記審査請求人から平成27年11月11日付けをもって提起された、平成27年9月24日付け閣総人第684号により内閣総務官（以下「処分庁」という。）が行った行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づく部分開示決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る部分開示決定において不開示とした井上一成裁判官の判事兼簡易裁判所判事任命資格調のうち、「年齢」、「任命資格」及び「根拠法規」、並びに同裁判官に係る履歴書のうち、「現住所」及び「出生の年月日」について、不開示の決定を取り消す。

本件審査請求のその余の部分は、これを棄却する。

不 服 の 要 旨

本件審査請求は、平成27年7月24日付けで受け付けられた審査請求人が行った「平成25年4月1日に判事に再任された、井上一成裁判官（42期）の履歴書（最新版）」との行政文書開示請求に対して、処分庁においては、本件請求の対象文書を特定のうえ、平成27年9月24日付け閣総人第684号において部分開示決定処分（以下「原処分」という。）を行ったところ、審査請求人から井上一成裁判官（以下「当該裁判官」という。）に関する部分の一部を開示しない決定の取消しを求めて提起されたものである。

裁 決 の 理 由

1 本件審査請求につき、法第 18 条の規定に基づき情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問したところ、以下の理由により、本件対象文書につきその一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である旨の答申（平成 28 年 5 月 26 日付け情個審第 520 号）を得た。

（1）本件開示請求について

本件開示請求は、「平成 25 年特定日に判事に再任された、特定裁判官（特定期）の履歴書（最新版）」の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書となる閣議書を特定し、その一部が法第 5 条第 1 号及び第 6 号ニに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、当該裁判官に関する不開示部分（具体的には、本件対象文書のうち、当該裁判官の履歴書の本籍、現住所、出生地、出生の年月日及び旧氏名の記載部分並びに学歴及び経歴の記載部分の一部）（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているが、諮問庁は、補充理由説明書において、本件不開示部分のうち、現住所の記載部分については、開示としているが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については、法第 5 条第 1 号に該当するとして不開示としたことを妥当としているものである。

（2）審査会における不開示維持部分の不開示情報該当性の判断

ア 法第 5 条第 1 号該当性

当該裁判官の履歴書には、表題部、頁番号、本籍、現住所、出生地、氏名、出生の年月日、旧氏名、年号、月、日、事項、庁名の各欄が設けられており、不開示維持部分は、本籍、出生地、出生の年月日及び旧氏名の記載欄の全て並びに年号、月、日、事項及び庁名の記載欄の一部であり、年号、月、日、事項及び庁名の記載欄には当該裁判官の学歴及び経歴が記載されていると認められる。

当該裁判官の履歴書は、その氏名欄には、当該裁判官の氏名が記載され、その他の欄には、当該裁判官の経歴等が具体的に記載されていることからすると、当該履歴書に記載された情報は、全体として、当該裁判官に係る法第 5 条第 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 法第5条第1号ただし書イ該当性

審査請求人は、審査請求書において、「全裁判官経歴総覧」には当該裁判官の年齢、出身都道府県、出生の年月日及び出身大学が掲載されていると主張するところ、「全裁判官経歴総覧」は民間の発行者による独自の取材・編集に基づいて発行されるものであるから、そこに掲載された情報が直ちに公表慣行を基礎付けるものとはいえない。

したがって、当該不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とみるべき事情は認められないことから、法第5条第1号ただし書イに該当するとは認められない。

ウ 法第5条第1号ただし書ロ及びハ該当性

不開示維持部分に記載された、当該裁判官個人に関する詳細な経歴の情報は、当該裁判官の具体的な職務遂行の内容に直接結び付く情報とはいえ、法第5条第1号ただし書ハに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

エ 法第6条第2項の部分開示の可否について

原処分において、特定の個人を識別することができる記述である氏名が既に開示されていることから、法第6条第2項の適用の余地はない。

(3) 審査請求人のその他の主張についての判断

審査請求人は、その他種々主張するが、審査会の上記判断を左右するものではない。

(4) 本件一部開示決定の妥当性についての判断

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法第5条第1号及び第6号ニに該当するとして不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条第1号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

- 2 本件対象文書は、最高裁判所事務総局において作成した文書であり、最高裁判所事務総局においては、裁判官の判事兼簡易裁判所判事任命資格調のうち、「年齢」、「任命資格」及び「根拠法規」、並びに裁判官に係る履歴書のうち、「現住所」及び「出生の年月日」について、いずれも法第5条第1号に該当すると整理していたことから、当該裁判官についても処分庁は同欄を不開示としていたところ、平成28年6月16日付最高裁人任第773号により最高裁判所事務総局において、これらの情

報は、裁判官の職責に鑑みると、国民に対し説明するのが適当であるとの新たな整理がされ、処分庁に通知された。

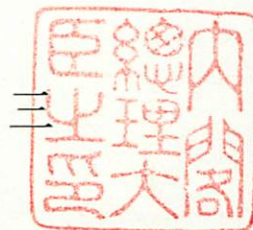
これにより、公にすることが予定されている情報に該当するものと解釈できることから、法第5条第1号ただし書イに該当することとなったと認められる。

- 3 よって、審査庁においては、上記審査会の答申内容及び最高裁判所事務総局の新たな整理を踏まえ、主文のとおり裁決する。

平成 28 年 6 月 28 日

内閣総理大臣

安 倍 晋



この謄本は、原本と相違ないことを認証する。

平成28年6月28日

内閣総理大臣

安 倍 晋

